

グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務委託仕様書

1 業務名

グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

本市には、高い技術で環境対策に取り組む企業や高齢者や障がいのある方の雇用、女性の活躍推進、働きやすい職場環境の整備などに取り組む企業など、社会や人にやさしいグリーンな企業が数多く立地している。

こうした企業を発信するとともに、交流や共同研究などを促進する、グリーンな企業プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を官民連携で構築している。

本業務は、プラットフォームの取組や参加企業の実践事例等を効果的に発信することにより、市内企業のグリーンな取組の実践を促すとともに、市内外の若者が市内企業の働き方や魅力を知り、関心を高めることを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 業務場所

福山市が指定した場所

5 業務の内容

(1) 市内企業向け情報発信業務

本業務は、市内企業にグリーンな取組の実践につなげることを目的に、次に掲げるア及びイの業務を実施すること。

ア 働き方改革を推進する企業の横展開を目的とする「働き方改革リーダー研修」（以下「研修」という。）参加企業の取組事例の広報記事制作

研修参加企業の取組事例を発信することで、企業の心理的ハードルの軽減等を図り、市内企業の実践につなげることを目的とする。

(ア) 市内企業がグリーンな取組を推進する上で、取組の参考となるような企画・内容とすること。

(イ) 取材先の企業は、10社以上とすること。

(ウ) 記事は1社あたり1,500～2,000字程度、写真は5枚程度とする。

イ グリーンな取組に資する補助金活用事例の広報記事制作

導入に至った経緯や効果などを継続的に発信することで、市内企業に対し自社課題

等への気づきを促し、グリーンな取組の実践につなげることを目的とする。

(ア) 市内企業がグリーンな取組を推進する上で、取組の参考となるような企画・内容とすること。

(イ) 取材先の企業は、10社以上とすること。

(ウ) 記事は1社あたり1,500～2,000字程度、写真は5枚程度とすること。

(エ) 動画は、3社以上作成すること。

(オ) 動画は、1分程度とすること。

(2) 市内外の若者向け情報発信業務

本業務は、市内外の若者の情報収集行動を踏まえ、ターゲット、使用媒体、発信時期等を企画し、コンテンツを制作・発信することを目的に、次に掲げる業務を実施すること。

ア グリーンな企業で働く人の「暮らし×働くこと」をテーマにした広報記事制作

Uターン就職者、入社3年目までの社員、育児休業取得者など、福山市で働き、暮らす姿をイメージしやすい形で「グリーンな企業」の魅力を発信し、市内企業への関心度を高めることを目的とする。

(ア) 企業の雰囲気、社員同士の雑談など、文章では伝わらない「空気感」を発信するとともに、多様な働き方を示すことで、若者自身が働き暮らす姿がイメージできる情報発信の企画・内容とすること。

(イ) 取材先の企業は、10社以上とすること。

(ウ) 記事は1社あたり1,500～2,000字程度、写真は5枚程度とすること。

(エ) 動画は、10社以上制作すること。

(オ) 動画は、1分程度とすること。

イ 上記(2)アで制作した記事等への誘導を目的としたコンテンツの制作・発信

(ア) 若者の興味・関心を喚起し、グリーンな企業プラットフォームサイトへのアクセスにつながる企画・内容とすること。

(イ) 上記アの取材先のうち5社以上について、SNS等での発信に適した誘導用ショート動画を制作すること。なお、上記アで撮影した素材を再編集して使用することを妨げない。

(ウ) 動画は1分以内とすること。

(エ) SNS等による発信について、表示回数、動画再生数、サイトへのクリック数・クリック率等を把握するとともに、Webサイトについて、PV数、ユーザー数、流入元、平均エンゲージメント時間等、取得可能なデータを用いて効果を分析すること。

(オ) 発信内容・媒体ごとの効果を比較し、効果が高かった内容や改善すべき点を整理

するとともに、次年度以降の情報発信に活用できる改善提案を行うこと。

(3) 共通業務

ア 情報発信媒体の制作

- (ア) 上記(1)及び(2)で情報発信媒体を制作する際の企業の選定は、事前に市と協議を行うこと。
- (イ) 受注者は、取材先への事業説明や取材交渉、取材日の調整等を含む連絡調整を行うこと。
- (ウ) 上記(1)及び(2)アで制作した記事及び動画の掲載先はグリーンな企業プラットフォームサイト及びグリーンな企業プラットフォームのY o u T u b eチャンネルとする。なお、上記(2)イで制作した誘導用コンテンツについては、S N S等の外部媒体での発信に活用するものとする。
- (エ) 制作した記事及び動画は、掲載前に各事業者と市に確認を取ること。
- (オ) グリーンな企業プラットフォームサイト及びグリーンな企業プラットフォームのY o u T u b eチャンネルへの記事や動画の掲載は本市が行うこととし、掲載する際の完成イメージも提案すること。受注者は、掲載する際の完成イメージを提案すること。なお、S N S等の外部媒体を活用した情報発信は、受注者が行うこと。
- (カ) 上記(1)ア、(1)イ及び(2)アの取材先企業は、市と協議の上、重複することができる。なお、同一企業を複数の業務で取材する場合は、それぞれの業務目的に応じた記事を制作することとし、同一の記事を複数の業務の成果として重複して計上することはできない。

イ 情報発信媒体での展開

上記(1)及び(2)で制作したコンテンツを活用し、福山市グリーンな企業プラットフォームサイトへのアクセスと回遊を最大化するため、効果的な誘導施策を企画提案すること。その施策に基づき、S N S等の外部媒体を活用した情報発信を行い、W e bサイトへの継続的な誘導を図ること。

(4) その他

- ア 受注者は、本市との定期的な打合せ（月1回程度を想定）による進捗共有、及び業務完了時の実績報告を行うこと。
- イ 業務の実施に必要な経費（資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ウ 本事業に係る業務の遂行中に、受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、納期限までに納品すること。

成果品	納期限
5 で制作した記事及び動画、取材・撮影データ一式	随時
業務実績報告書	2027年3月31日
その他発注者が必要と認める資料	

7 留意事項

- (1) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者は当該成果物を二次使用できるものとする。
- (4) 受注者は、成果物に使用する写真、映像、音楽その他第三者が権利を有する素材について、発注者によるWebサイト、SNS、広報物等での二次利用を含め、必要な権利処理及び許諾取得を行うこと。また、取材対象者の肖像等についても、必要な同意を得ること。
- (5) 受注者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、市の了解を得なければならない。
- (6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、市と受注者が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、市の決定するところによるものとする。
- (7) (1)～(6)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害賠償を請求する場合がある。